

# 第4回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 会 議 次 第

日 時：平成16年4月27日(火)午後1時30分

場 所：白河市役所 正庁

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 委嘱状交付

## 4 地方債残高と債務負担行為の状況について

## 5 議 事

### (1) 報告事項

- 報告第10号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について
- 報告第11号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会顧問の選任について
- 報告第12号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の流用について

### (2) 協議事項

- 協議第14号 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能について
- 協議第15号 法定協議会への移行について
- 協議第16号 第5回協議会の開催日程について

### (3) その他

## 6 閉 会

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員名簿

第1号委員

平成16年4月12日現在

| 氏名   | 職名           | 備考  |
|------|--------------|-----|
| 成井英夫 | 白河市長         | 会長  |
| 滝田国男 | 表郷村長         | 副会長 |
| 渡部泰夫 | 大信村長         | 副会長 |
| 横井孝夫 | 白河市助役        |     |
| 中根 静 | 表郷村参事兼企画調整課長 |     |
| 大谷英明 | 大信村助役        |     |

第2号委員

| 氏名    | 職名       | 備考 |
|-------|----------|----|
| 大高正人  | 白河市議会議長  |    |
| 荒井一郎  | 表郷村議会議長  |    |
| 藤田 清  | 大信村議会議長  |    |
| 三森 繁  | 白河市議会副議長 |    |
| 矢口秀章  | 表郷村議会副議長 |    |
| 星 吉 明 | 大信村議会副議長 |    |

第3号委員

| 氏名     | 職名           | 備考 |
|--------|--------------|----|
| 深谷久雄   | 白河市議会議会運営委員長 |    |
| 穂積 栄 治 | 表郷村議会議員      |    |
| 鈴木勇一   | 大信村議会総務常任委員長 |    |

第4号委員

| 氏名        | 職名                   | 備考 |
|-----------|----------------------|----|
| 池 嶋 貞     | 白河商工会議所会頭            |    |
| 大 越 喜 平   | 白河市農業委員会会長           |    |
| 柳 惠 子     | 白河市教育委員会教育委員         |    |
| 佐 川 京 子   | 白河市男女共生会議委員          |    |
| 金 内 貴 弘   | 白河市民民わくわく委員会委員(合併分野) | 監事 |
| 和 知 幸 男   | 表郷村農業委員会委員           |    |
| 滝 田 知 守   | 表郷村商工会会長             | 監事 |
| 緑 川 正 年   | 表郷村教育委員会教育委員         |    |
| 深 谷 美 佐 子 | 表郷村合併言いたい放題サミット副委員長  |    |
| 鈴 木 克 彦   | 表郷村合併言いたい放題サミット委員    |    |
| 添 田 勝 治   | 大信村行政改革推進委員会会長       |    |
| 大 竹 徳 一   | 大信村行政改革推進委員会委員       |    |
| 大 戸 文 治   | 大信村行政改革検討委員会委員       |    |
| 橋 本 良 示   | 大信村商工会青年部長           | 監事 |
| 添 田 潔 恵   | 大信村行政改革検討委員会委員       |    |

顧問

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 友 部 俊 一 | 福島県県南地方振興局長           |  |
| 斎 須 秀 行 | 福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事 |  |

## 第4回

# 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

## 報告事項

報告第10号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

報告第11号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会顧問の選任について

報告第12号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の流用について

報告第10号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

平成16年4月1日から平成16年4月27日までの、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会に関する活動状況について次のとおり報告します。

1. 会議等

| 期 日                 | 項 目                     | 会 場            |
|---------------------|-------------------------|----------------|
| 4月2日(金)             | 事務事業一元化に伴う専門部会・分科会合同説明会 | 表郷村役場<br>大信村役場 |
| 4月5日(月)             | 事務事業一元化に伴う専門部会・分科会合同説明会 | 白河市役所          |
| 4月12日(月)            | 福島県内合併協議会事務局長会議         | 福島県庁           |
|                     | 大信村議会議員に対する市町村合併に関する説明会 | 大信村役場          |
| 4月15日(木)            | 第1回専門部会（8専門部会）          | 白河市役所          |
| 4月19日(月)<br>～21日(水) | 第1回分科会（24分科会）           | 白河地域職業訓練センター 他 |
| 4月21日(水)            | 第3回正副会長会議・幹事会合同会議       | 白河市役所          |
| 4月23日(金)            | 福島県県南地方広域行政推進連絡会議       | 白河合同庁舎         |
|                     | 平成16年度全国合併協議会連絡会議       | 東京都            |
| 4月27日(火)            | 第4回任意協議会                | 白河市役所          |

## 2. 住民への周知・意識調査

| 期 日      | 項 目                          | 会 場 |
|----------|------------------------------|-----|
| 4月6日(火)  | 新市将来構想概要版を白河市、表郷村、大信村全世帯への配布 |     |
| 4月16日(金) | 市町村合併に関するアンケート調査票発送          |     |
| 4月21日(水) | 協議会だより（第3号）の発行               |     |

## 3. 住民説明会

| 期 日                 | 項 目                   | 会 場     |
|---------------------|-----------------------|---------|
| 4月19日(月)<br>～28日(水) | 白河市主催「市町村合併に関する地域説明会」 | 白河市内9ヶ所 |
| 4月19日(月)<br>～30日(金) | 大信村主催「合併に関する地域住民説明会」  | 大信村内8ヶ所 |

報告第11号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会顧問の選任について

協議会顧問の福島県県南地方振興局長 村瀬久子氏の異動に伴い、新たに次のものを顧問として選任したので報告します。

顧 問（規約第6条）

| 氏 名     | 役 職         |
|---------|-------------|
| 友 部 俊 一 | 福島県県南地方振興局長 |

報告第12号

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の流用について

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算を次のとおり流用しましたので、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規程第7条の規定により報告します。

1

|            |                  |               |            |
|------------|------------------|---------------|------------|
| 予算流用額      | 99,000円          | 予算流用日         | 平成16年3月31日 |
| 流用元(減)     |                  | 流用先(増)        |            |
| 款 1 協議会費   |                  | 款 1 協議会費      |            |
| 項 1 協議会費   |                  | 項 1 協議会費      |            |
| 目 1 協議会費   |                  | 目 1 協議会費      |            |
| 節 18 備品購入費 |                  | 節 14 使用料及び賃借料 |            |
| 不足理由       | コピー機使用料に不足が生じたため |               |            |
| 予算額        | 1,100,000円       | 予算額           | 300,000円   |
| 予算現額       | 424,661円         | 予算現額          | 40,091円    |
| 差引予算残額     | 325,661円         | 差引予算残額        | 139,091円   |

2

|            |                   |          |            |
|------------|-------------------|----------|------------|
| 予算流用額      | 69,000円           | 予算流用日    | 平成16年3月31日 |
| 流用元(減)     |                   | 流用先(増)   |            |
| 款 1 協議会費   |                   | 款 1 協議会費 |            |
| 項 1 協議会費   |                   | 項 1 協議会費 |            |
| 目 1 協議会費   |                   | 目 1 協議会費 |            |
| 節 18 備品購入費 |                   | 節 11 需用費 |            |
| 不足理由       | 住民アンケート用封筒の印刷代として |          |            |
| 予算額        | 1,001,000円        | 予算額      | 1,197,000円 |
| 予算現額       | 325,661円          | 予算現額     | 43,110円    |
| 差引予算残額     | 256,661円          | 差引予算残額   | 112,110円   |

## 第4回

# 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

## 協議事項

協議第14号 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能について

協議第15号 法定協議会への移行について

協議第16号 第5回協議会の開催日程について



## 協議第14号

### 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能について

新市における庁舎機能については、現在の3市村の庁舎を利活用するとともに、合併による行財政の効率的・効果的な運用を図るため、管理部門に関しては統合化を推進しながら、住民に直接関係する部門に関しては、住民生活に密着した行政サービス及び地域課題への対応に支障をきたすことのないよう総合支所方式を基本に調整を図るものとする。

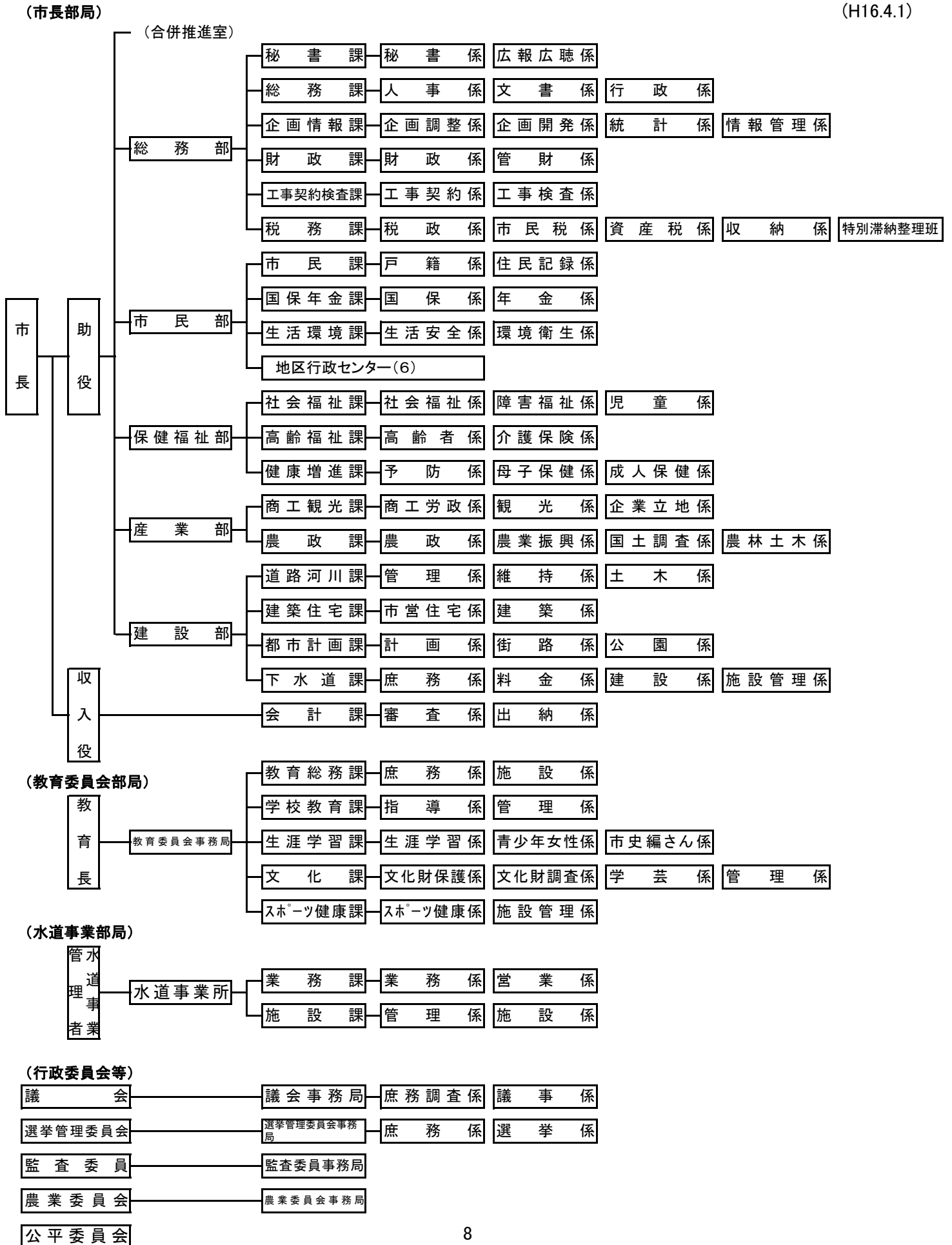
参考資料

合併時の庁舎利用方式

| 利用方式   | 概要                                                                          | メリット                                                                                            | デメリット                                                                                  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 本庁舎方式  | (新設する場合)<br>3市村の行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化が図られる。</li> <li>・住民に与える新市誕生の印象が強い。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設に多大な費用が必要となる。</li> </ul>                  |
|        | (既存庁舎を利用する場合)<br>既存の各庁舎をそのまま、又は増改築し行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化が図られる。</li> <li>・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</li> </ul>              |
| 総合支所方式 | 管理部門（総務・企画財政等）及び事務局部門（議会・教育委員会・選挙管理委員会等）を集約するが、残りの部門の機能はそのまま各庁舎に残す方式        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、違和感を与えない。</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくい。</li> </ul> |

# 白 河 市 行 政 組 織 機 構

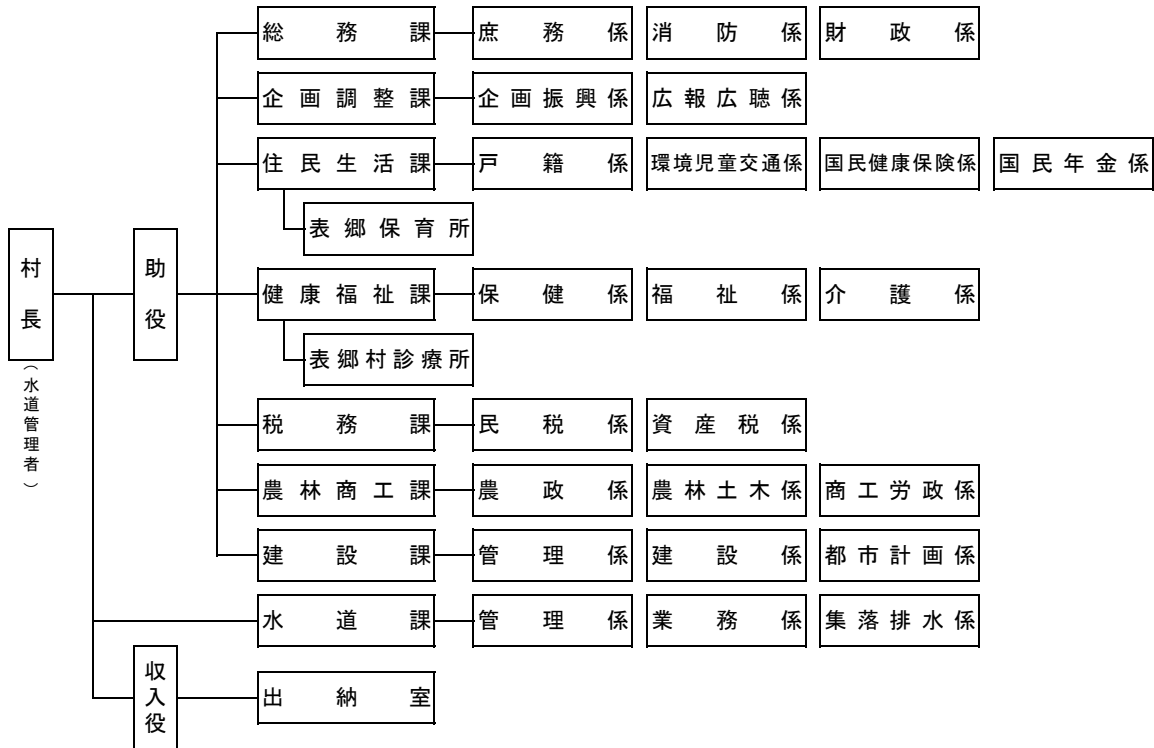
(H16.4.1)



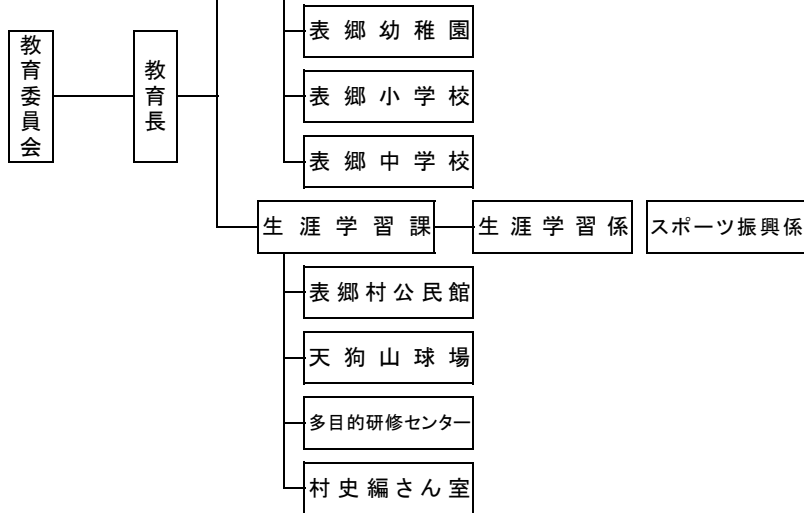
# 表 郷 村 行 政 組 織 機 構

(H16. 4. 1)

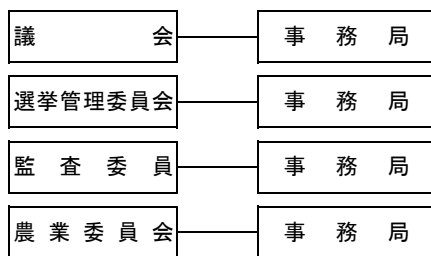
## (村長部局)



## (教育委員会部局)



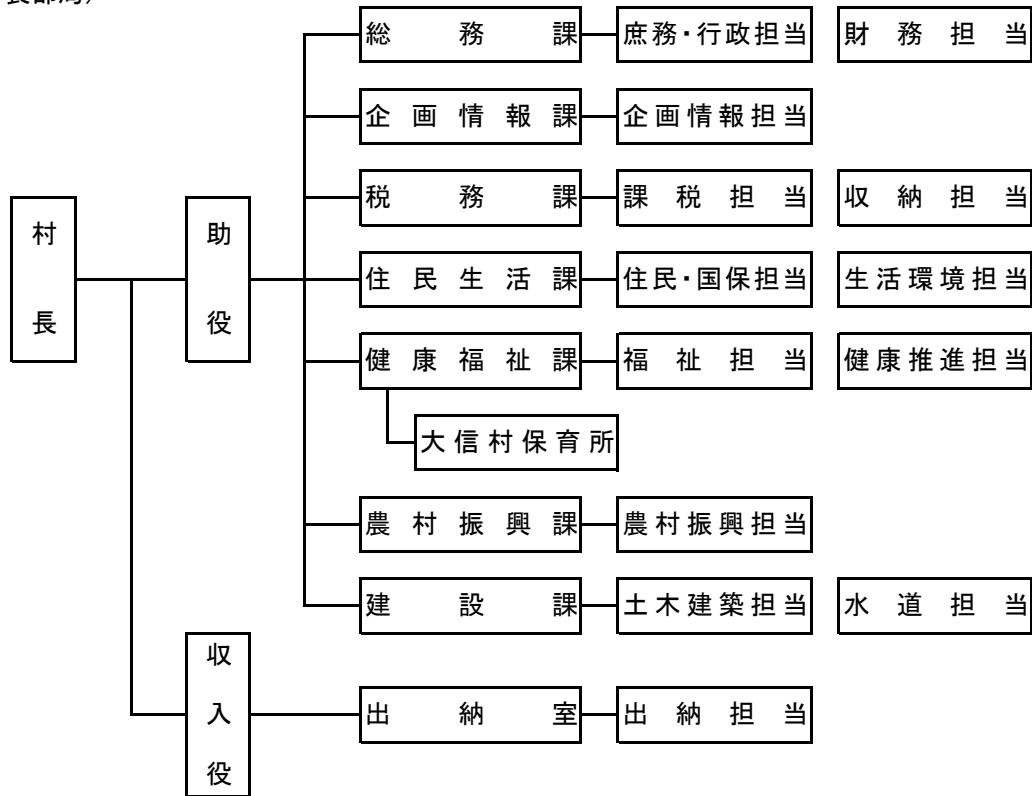
## (行政委員会等)



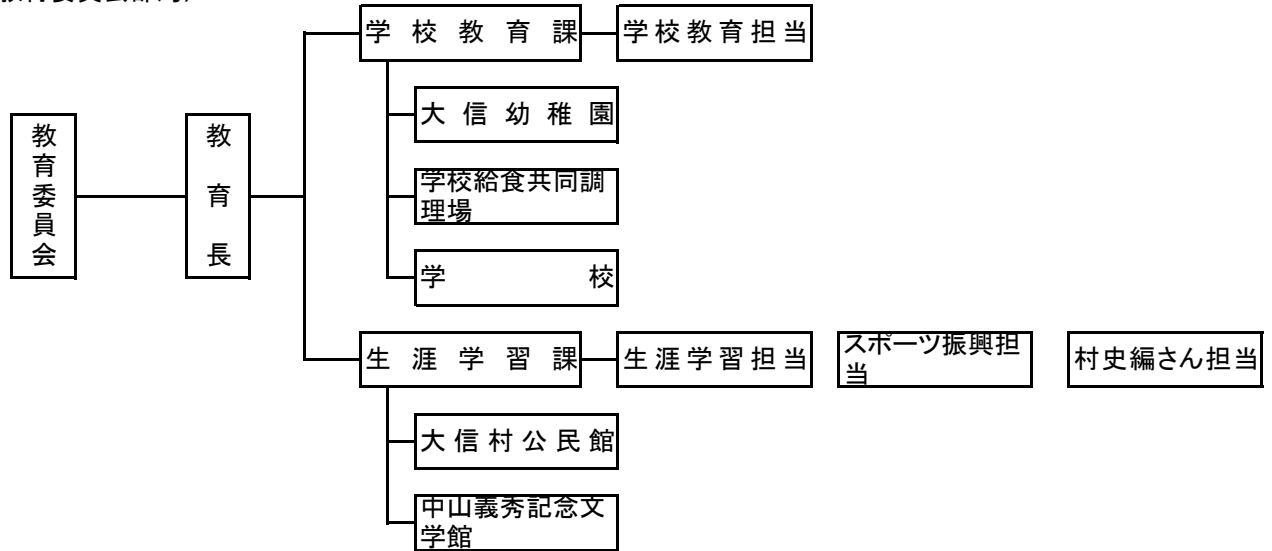
# 大 信 村 行 政 組 織 機 構

(村長部局)

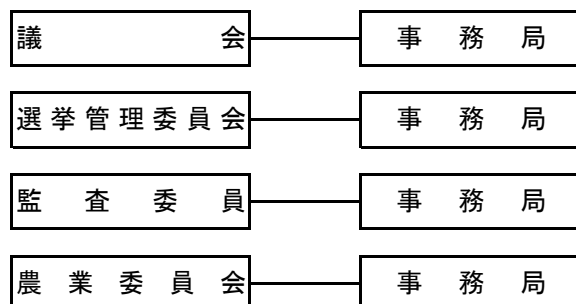
(H16. 4. 1)



(教育委員会部局)



(行政委員会等)



## 協議第15号

### 法定協議会への移行について

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の検討結果を踏まえ、白河市、表郷村及び大信村は、市町村建設計画及びその他合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく法定協議会に移行する。

なお、法定協議会の移行については、白河市、表郷村及び大信村の議会における法定協議会の設置議案及び関連予算案の可決後速やかにこれを行うものとする。

## 参考資料

### 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約（案）

#### （設置）

第1条 白河市、表郷村及び大信村（以下「3市村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

#### （名称）

第2条 この合併協議会の名称は、白河市・表郷村・大信村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

#### （協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 3市村の合併に関する協議
- （2） 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- （3） 前2号に掲げるもののほか、3市村の合併に関し必要な事項の協議

#### （協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、白河市に置く。

#### （組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

#### （会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、3市村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

#### （委員）

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 3市村の長及び助役
  - （2） 3市村の議会の議長及び副議長
  - （3） 3市村の議会がそれぞれ推薦する議員 各1名
  - （4） 3市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5名
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。
  - 3 委員は、非常勤とする。

#### （顧問）

第8条 3市村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第3条に規定する協議会の事務について助言することが

できる。

3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(専門委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3市村の長が協議して定めた者をもって充てる。ただし、福島県が第4条に定める協議会事務所に職員を駐在させる場合は、当該職員をもって充てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、3市村が協議して負担する。

(財務)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3市村の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。



2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り、これを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

参考資料

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書(案)

白河市、表郷村及び大信村（以下「3市村」という。）は白河市・表郷村・大信村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3市村の長が協議して定める事項及びその他の事項について、下記のとおり協定する。

記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について  
会長には、白河市長 成井英夫を選任する。  
副会長には、表郷村長 滝田国男  
大信村長 渡部泰夫を選任する。
- 2 規約第8条第1項に規定する顧問について  
福島県南地方振興局長 友部俊一氏  
福島県市町村領域広域行政グループ参事 斎須秀行氏 とする。
- 3 規約第12条第2項に規定する事務局の職員について  
別紙「事務局職員名簿」のとおりとする。
- 4 規約第14条に規定する協議会の経費について  
協議会の経費は、3市村の負担金及びその他の収入をもって充てる。  
3市村の負担金については、均等割及び人口割とし、均等割については3市村それぞれ5,000千円、それ以外の額については人口割（白河市80%、表郷村12%、大信村8%（平成12年国勢調査人口））で算出した額とする。
- 5 正副会長会議の開催について  
必要に応じ、正副会長による会議を開催するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、3市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年 月 日

白河市長

表郷村長

大信村長



協議第16号

第5回協議会開催日程について

| 開催時期                  | 開催場所       |
|-----------------------|------------|
| 平成16年5月27日(木)<br>午後1時 | 白河関の里(表郷村) |